参考３

平成２６年　６月３０日

玉置神社神代杉の宿り木伐採 及び 常立杉倒壊の懸念についての考察（要約版）

●所見

〇宿り木伐採の良否について

今回伐採された宿り木は、寄生植物の「ヤドリギ」類ではなく、単に神代杉の腐植部分などに生育していた「着生木」である。 着生木は、例えばモミジやツツジやヌルデなどといった普通の樹種であり、中には母体となる樹の組織を締め付けるような樹種も発生する場合もあるが、これらがあるからと言って、神代杉が衰退することはない。 むしろ、この神代杉に限らず、老木となり枝葉の乏しくなった樹木は、日差しや強風に晒されないために、その代替の役割からも、着生木が生育してくるのである。したがって、これらを排除してしまうことは、植物生理の観点からも、神代杉の健全な生育に大きな悪影響を及ぼす行為であると考えられる。また、神代杉の枯損枝落下時の緩衝効果なども期待できる。現在、この伐採の影響により日射や風が当たり過ぎ、樹皮が過乾燥の状態となっており、絶命する可能性さえある。

なお、寄生植物の「ヤドリギ」類であっても、これが主因となって宿主（神代杉）が枯れることはない。

以降、主要な関係法令等の観点からの見解も明記する。

〇【奈良県指定天然記念物：杉の巨樹群】として（奈良県文化財保護条例、文化財保護法）

本条例の根拠法「文化財保護法」の「昭和二十六年文化財保護委員会告示第二号」中の天然記念物指定基準に、『（九）着生草木の著しく発生する岩石又は樹木』とあることからも、この神代杉にあるような「着生木」は、天然記念物としての価値に含まれるため、これを棄損することは、神代杉の枝を伐る事と全く同じ解釈となる。したがって、「着生木」であっても同条例第四十五条（現状変更等の制限）や、同条例施行規則第十九条（維持の措置の範囲）の適用を受けるが、冒頭述べた植物生理に悪影響を及ぼす行為であることからも該当せず、まして専門業者による伐採では、軽微な現状変更とは到底言えるものではない。

また、条例第一条(目的)には、【(前略)…もって県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。】とあり、そもそも、八百万の神々の顕現として信仰の対象となっていた着生木は、文化以外の何者でもない。

〇【世界文化遺産：紀伊山地の霊場と参詣道】として（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）

『文化的景観』とは、「自然と人間の営みによって形成された景観」を指し、正にこの「杉の巨樹群」と、そこに「自然発生的に生育してきた着生木」は、修験道に於ける「不殺生・不伐木」という文化を厳格に守り続けてきたが故に形成された自然であり、景観である。

屋久島の紀元杉などは、伐採するどころか、環境省・林野庁・鹿児島県・屋久島町すべての行政機関が、その普遍的な価値を評価、認識し、保護に取り組んでおり、これらが協力編纂した図説では、「樹齢 1,000 年を超えてから、着生が多くなる」と述べられている。この考えは、世界遺産としての必須条件である「顕著な普遍的価値」と正に符合するものである。

〇【都道府県自然環境保全地域：玉置山自然環境保全地域】として（自然環境保全法、奈良県自然環境保全条例）

法【第一条(目的) この法律は、自然公園法その他の自然環境の保全を目的とする法律と相まって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保…（略)】とあり、これについても“生物の多様性”の確保を目的としている。また、制限行為として条例【第二十三条(特別地区)第四項第六号 木竹を伐採すること。】とあり、これらの行為は原則として奈良県知事の許可を受けなければならず、今回の着生木伐採は、許可の必要を要しない行為にも該当し得ない可能性がある。

〇【国立公園：吉野熊野国立公園】として（自然公園法）

【第一条(目的) この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに…(中略)…生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。】とあり、“自然の風景”や“生物の多様性”を保つことを目的としていることからも、自然発生的に神代杉に着生し、文化的景観を構成していた着生木を伐採したことは、この法律の目的から逸脱する行為と取れる。ただ、玉置神社周辺は普通地域であることから、木竹の伐採や損傷などの行為制限は無く、同法律の行為許可は必要としない。

〇レッドデータカテゴリ（関連法：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）
：スギ[Cryptomeria japonica]（ IUCN(国際自然保護連合)：準絶滅危惧、環境省：ー、奈良県：ー）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の根拠データとなっているのが、このレッドデータ（レッドリスト）である。環境省や奈良県のレッドデータとしての評価は無いが、IUCN の国際的評価としては、準絶滅危惧のカテゴリ

に分類されている。

ここで言う『スギ』とは、かつて拡大造林のために品種改良や、遺伝子改良されてきたスギではなく、古くから日本固有種として普遍的に自生しているスギのことを指す。 現在においては日本の森林の４割を占める針葉樹林のそのほとんどが、人工林であることからしても、もはや日本固有の在来種としての遺伝子攪乱が顕著であることを疑う余地はない。 そういう観点から見ても、この三千年を誇る杉の巨樹群は、生物学上に於いても極めて重要な存在である。

なお、IUCN による、スギ（Crptomeria japonica）の生態に関する説明文には、「…豊富な隠花植物が、林床だけでなく、木々をカバーしている…」とある。 この“隠花植物”とは、単にシダ類やコケ類のことだが、要するにスギは、そういった豊富な着生植物によってカバーされるという生態を持ち、むしろスギにとっては、生態学的に必要不可欠な現象だと理解することができる。

○【県指定鳥獣保護区：玉置山鳥獣保護区（H6.11.1-H26.10.31）】（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律）

【第一条（目的）この法律は、鳥獣の保護を図るため…（中略）…もって生物の多様性の確保…（後略）】とあり、S59.11.1-H6.10.31 は、第二十九条に基づき「玉置山特別保護地区」に指定されていた。この第二十九条第７項には、鳥獣の保護に支障の恐れのある許可行為の一つとして、「三　木竹を伐採すること」と明記されていた。伐採されたリョウブの実は、玉置山周辺にも生息しているとされるルリビタキ（奈良県 RD 絶滅危惧種）等の小型鳥類の貴重な食べ物でもある。

○その他

奈良県の県木は『杉』であり、三重県の県木も『神宮杉』である。国木は未だ定められていないようであるが、『杉』を国木とする動きがあるようである。このことからも、『杉』は、紀伊山地、ひいては我が国に於いて、人々の精神性と深い繋がりがあることを如実に示している。

なお、冒頭に記載したスギの学名【Cryptomeria japonica（意味：日本の 隠れた部分）】は、広義にも深い意味合いを感じさせるが、狭義にも、正にこの神代杉や屋久島の紀元杉のように、着生木により杉自体が隠れてしまうその様相に由来しているのかもしれない。

●対応策

○神代杉

人為的に、樹幹にこもを巻いたりすることも可能だが、できれば神代杉と着生木の自然の生命力に期待したい。それを助ける形として、伐採された着生木の萌芽枝が健全に成長してもらうために、腐植質部分の過乾燥を防いだり、新たな着生を促すために、比較的湿潤に保つことが有効と考えられる。具体的には、あまりにも晴天が続く場合などに、この玉置山の清水を利用して、何らかの散水措置を行うか、できれば夜露が腐植質部分に集積してくるような自然の摂理を利用したい。 イネにしても雑草にしても、植物は基本的に常にこの作用を利用して自らの根元に空気中の水分を集めている。

○常立杉

樹幹を締め付けているワイヤー結束部分の改善と、ワイヤーと樹の固定部の間に何らかの伸縮機構を設ける必要がある。この措置により、主幹化した徒長部分の伸長速度は自然状態に戻る。しかし、これらの処置はあくまで緊急措置的な対処に過ぎないため、中長期的にも倒壊を防止し、ゆくゆくは自立した生育状態に復元させる必要がある。 具体的なものとしては、スギは萌芽力が高く、幹のあらゆるところから枝が萌芽する。この性質を応用すれば、多少の制約事はあるが、狙った場所から根を発根させることもできる。ただし、大変な老木であることからも、若い樹に比べてその萌芽力はかなり低いと思われるため、先ずは幹の途中から根が発現するかどうかの実験を兼ねた第一段階を踏む必要がある。これに成功の兆しが見られた場合は、ゆくゆくは以前の主幹の切り株内部にまでその根を誘導し、やがて地面深く根を張り肥大化して主幹下部の代替えとなるように持っていく技術がある。

ただし、そうなるまでにはかなりの年月を要することからも、徒長主幹部分の成長速度や、台風などによる倒壊の懸念との戦いとなるが、現在のようにワイヤーロープで反対方向に固定している限りは、社務所側への大規模倒壊は回避できる。

●さいごに

いろいろな観点から見解を述べてきたが、このような考察は本来は必要のない“能書き”と言ってもよい。なぜなら、玉置神社の巨杉群や着生木をも含むこの聖域は、もはやそういった人間のレベルをはるかに超越した、普遍的領域に達しているからである。 であるから“人類が共有すべき顕著な普遍的価値”として認められ世界遺産として登録されているのである。本来、皆がそのことを本質的に理解していれば、今回のような齟齬は起こり得ないと言える。

この要約版は、世界遺産国会議員連盟の要請により行った調査結果報告書に基づき、要約版として再編集したものである。

編集 ： 森田樹木医事務所　森田由一（樹木医 第 1238 号、自然再生士 第 1 号、公園管理運営士 第 110006 号、伊賀市文化財保護指導委員）